

## 議案第11号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月20日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

### 提案理由

国民健康保険事業における財政の健全化及び安定的な運営を図ることを目的に、課税額を改定するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.79」を「100分の6.28」に改める。

第5条中「3万円」を「33,000円」に改める。

第7条中「100分の2.08」を「100分の2.37」に改める。

第8条中「11,400円」を「12,300円」に改める。

第9条中「100分の1.97」を「100分の2.23」に改める。

第10条中「13,500円」を「14,700円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「21,000円」を「23,100円」に改め、同号イ中「7,980円」を「8,610円」に改め、同号ウ中「9,450円」を「10,290円」に改め、同項第2号ア中「15,000円」を「16,500円」に改め、同号イ中「5,700円」を「6,150円」に改め、同号ウ中「6,750円」を「7,350円」に改め、同項第3号ア中「6,000円」を「6,600円」に改め、同号イ中「2,280円」を「2,460円」に改め、同号ウ中「2,700円」を「2,940円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,500円」を「4,950円」に改め、同号イ中「7,500円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「12,000円」を「13,200円」に改め、同号エ中「15,000円」を「16,500円」に改め、同項第2号ア中「1,710円」を「1,845円」に改め、同号イ中「2,850円」を「3,075円」に改め、同号ウ中「4,560円」を「4,920円」に改め、同号エ中「5,700円」を「6,150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。